

国民年金 こんなときには 届け出が必要です



国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人加入しなければなりません。届け出は、加入時だけでなく、被保険者種別の変更時にも必要です。届け出がない場合、年金額の減額や、受け取れなくなることがあります。手続きは、担当課でできます。必要書類などは、お問い合わせください。

- 厚生年金に加入していたが、退職したとき
- 配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金を辞めたとき など

申・問 日本年金機構草津年金事務所
国民年金課(西渋川一)
☎567-2220、FAX562-9638
保険年金課(1階)
☎561-2367、FAX561-2480

就学援助費 給付制度



市内の公立小・中学校などに在籍する児童生徒の、就学に必要な学用品や学校給食などの経費の一部を援助する制度があります。対象になる人や申し込み方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申 通学している学校(私立・国立小学校は学校教育課へ)
問 学校教育課(6階)
☎561-2421、FAX561-2488

忘れずに納めましょう

国民健康保険税(10期)
納期限(口座振替日) 3月31日(木)

- コンビニやスマホ(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
- 口座振替(自動払込)が便利で確実です!
- 納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
問 納税課(1階)
☎561-2311、FAX561-2479

4月1日(金)から、令和4年度の固定資産(税)の確認と 証明書の取得ができます

確認・証明書取得できる内容	確認・証明取得できる人	手数料	期間
土地価格等縦覧帳簿の縦覧	• 市内の土地の納税者 • 納税者から委任された人	無料	4月1日(金)～ 5月31日(火)の 平日 8:30～17:15
家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	• 市内の家屋の納税者 • 納税者から委任された人	無料	4月1日(金)～ 5月31日(火)の 平日 8:30～17:15 ※年末年始は 除く
固定資産課税台帳の閲覧	所有する土地・家屋の評価額など 借地や借家の評価額など	350円 ※5月31日(火)までは 無料	4月1日(金)以降の平日 8:30～17:15 ※年末年始は 除く
証明書発行	• 評価証明書 • 公課証明書	350円	固定資産課税台帳を 閲覧できる人

• 縦覧では、所有権に関する事項はご覧になれません。縦覧制度について、詳しくは、市ホームページをご覧ください

草津市 縦覧 検索



• 本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証など)や権利を証明するために必要な書類(委任状・賃貸借契約書など)を持参してください。同一世帯でない場合は、家族であっても委任状が必要です

固定資産税の不服審査

固定資産税について不服があるときは、審査請求が審査の申し出ができます。
申出期間 納税通知書が届いてから3カ月以内
(税制改正により変更される場合があります)

家屋の固定資産税

固定資産税(都市計画税)は、毎年1月1日の所有者に、資産の現況に基づき課税されます。次のいずれかに当てはまる場合は、市へ連絡してください。

- ①床面積10㎡未満の小規模な家屋を新築・増築したとき
- ②家屋の用途を変更したとき(専用住宅を店舗などの併用住宅へ、事務所を専用住宅へ変更など)
- ③未登記の家屋を取得したとき
- ④家屋を取り壊したとき(届け出がないと、課税される場合があります)

草津市 家屋 検索



家屋の減額申請

耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事について、一定の要件を満たす場合は、翌年度の税額が減額されます(工事完了後、3カ月以内の申請が必要です)。

問【課税内容についての説明など】

税務課 資産税係(1階10番窓口) ☎561-2310、FAX561-2479

【証明書の発行】

税務課 諸税管理係(1階8番窓口) ☎561-2308、FAX561-2479



転出・転居・ 転入届臨時窓口を 開設します

☎ 3月27日(日)、4月3日(日)
9:00～12:30

所 市役所1階

市内の転居でも届け出が必要です。転出届は郵送や電子申請で手続きができます。窓口の混雑が予想されることから、郵送や電子申請をお勧めします。

手続き内容

- 住民異動届(転入・転出・転居)と、これに伴う諸証明の発行
※詳しくは、市ホームページをご覧ください



※電子申請は、マイナンバーカードを利用して届け出ができます

※出生や死亡、婚姻、離婚などの手続きは、預かりのみとなる場合があります

問 市民課(1階)
☎561-2344、FAX561-2492

- 転入した世帯へのごみ袋引換券などの配布(該当者のみ)
- 市内で転居した世帯へのごみカレンダーなどの配布

問 環境政策課(1階)
☎561-2341、FAX561-2479

- 他** • 他市町村へ確認が必要なときは、平日8:30～17:15に、改めて市役所へお越しいただくことがあります
- 運転免許証など本人確認ができるものを持参してください
- 不明な点は、必ず、事前にお問い合わせください

問【異動届について】

市民課(1階)
☎561-2344、FAX561-2492

【ごみ袋引換券などについて】
環境政策課(1階)
☎561-2341、FAX561-2479

臨時特別給付金

1 住民税非課税世帯等の 臨時特別給付金の受付を開始しました



新型コロナウイルス感染症の影響で、さまざまな困難に直面した人が、速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金給付を行います。

対 ①住民税均等割非課税世帯

昨年12月10日時点で市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く)

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

☎ ① 5月20日(金)まで(発送日から3カ月以内)

② 9月30日(金)まで

問 臨時特別給付金コールセンター ☎0120-003-932

(4月28日(木)までの9:00～17:00、土・日曜日、祝日を除く)

①支給要件に該当する可能性がある世帯に、市から「確認書」または「申請書」を2月21日に送付しました。必要事項を記入し、返送してください

②窓口か郵送で申請してください。申請書は窓口か市ホームページから取得できます

※窓口での相談は新型コロナウイルス感染症対策で予約制としますので、コールセンターから予約をお願いします

申・問 臨時特別給付金推進室(1階) ☎561-0189、FAX567-9101



2 「子育て世帯への臨時特別給付 (対象児童1人につき10万円の給付金)」の 申請はお済みですか?



市から児童手当を受給していない公務員と高校生世代(平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ)の児童のみを養育する人は、申請が必要です。詳しくは市ホームページをご確認ください。

対 3月31日(木)までに生まれた児童を養育する人(所得制限あり)

申 3月15日(火)(必着)※新生児は別途期限あり

申・問 子ども家庭課(さわやか保健センター2階) ☎561-0188、FAX561-6780



3 離婚などで「子育て世帯への臨時特別給付 (対象児童1人につき10万円の給付金)」を 受け取れなかった人について



離婚などで、給付金を受給できなかった(元配偶者から受け取れなかった)人などに支援給付金を支給します。申請が必要ですので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

対 3月31日(木)までに生まれた児童を養育する人(所得制限あり)

申 4月28日(木)まで(必着)

申・問 子ども家庭課(さわやか保健センター2階) ☎561-0188、FAX561-6780

